

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ タクシー代と医療費控除

**Q** : 私は、昨年長女を出産し、その出産費用について医療費控除を受けるつもりです。

ところで、出産の場合はタクシー代も医療費控除の対象になると聞いたのですが、本当でしょうか。

**A** : 医療費控除の対象になります。

### 【解説】

交通費で医療費控除の対象となるものは、病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価や、医師の診療等を受けるため直接必要な通院費で、一般的に支出される水準を超えない部分の金額に限られています。タクシー代については、電車やバスなどの交通機関を利用して入院が困難であることが必要となります。

出産の場合の入・退院の際のタクシー代については、入院時はお産という緊急時のため、退院時は生まれたばかりの赤ちゃんを抱えているため、いずれも電車やバスなどの交通機関の利用は困難というものです。したがって、出産に伴う入・退院のタクシー代は医療費控除の対象になります。

ちなみに、歯科医へ通院するためのタクシー代や、子供が通学に遅れないために通院に使用したタクシー代などは、通院費として通常必要なものの域を超えていると思われるので、医療費控除の対象にはなりません。

また、医薬品を購入するために使用したタクシー代などは、医師等による診療等のために支出されたものではありませんので、医療費控除の対象にはなりません。

